平成２５年（フ）第１３５８９号
東京都練馬区下石神井４丁目18番10号
破産者　株式会社白雲社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５９０号
東京都小平市鈴木町２丁目202―19　カナディアンハイツナガサワＣ―102
破産者　菊池　政和
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５９６号
千葉県船橋市習志野台６丁目24番21号
破産者　有限会社習志野台給食センター
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２０号
東京都小平市学園西町２丁目10番３号
破産者　有限会社エムワイサービス
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２１号
東京都小平市学園西町２丁目10―３
破産者　米沢　正人
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２７号
東京都葛飾区東立石４丁目11番30号
破産者　有限会社カワムラ金属
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２８号
東京都葛飾区立石６丁目35―11―403
破産者　川村　五郎
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３４号
東京都世田谷区等々力２―35―５、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区野毛１丁目10番３号
破産者　有限会社栗駒
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３５号
東京都世田谷区玉堤２丁目５―11
破産者　大庭　和久
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４６号
東京都豊島区南池袋３丁目13番９号
破産者　株式会社フジアス
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４７号
埼玉県和光市白子４丁目４―12
破産者　佐々木一雅
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４８号
埼玉県和光市白子４丁目４―12
破産者　佐々木美奈子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４９号
埼玉県和光市白子４丁目４―12
破産者　佐々木一江
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７０号
埼玉県戸田市笹目７―14―１、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区高島平７丁目19番12号
破産者　ケーエス興業有限会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７１号
埼玉県戸田市美女木２丁目９―８　ソレアードⅠ―101
破産者　江澤　　亨
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７４号
東京都世田谷区祖師谷６丁目28番67号
破産者　株式会社宮竹
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７５号
東京都世田谷区船橋４丁目29―11―103
破産者　宮竹　秀典
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７６号
東京都世田谷区桜上水４丁目１番８―404号
破産者　有限会社コロネーラ
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７７号
東京都世田谷区松原３丁目17―９―201
破産者　山本　雅人
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６８６号
埼玉県川口市中青木３丁目９番１―106号
破産者　有限会社ビサポート
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７１１号
東京都江戸川区東小松川２丁目３番４号　オンコウハウス３―202、商業登記簿上の本店所在地埼玉県三郷市高洲４丁目40番２号
破産者　有限会社柴崎精工
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７１２号
東京都江戸川区東小松川２丁目３―４　オンコウハウス３―202
破産者　柴崎　君夫
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部